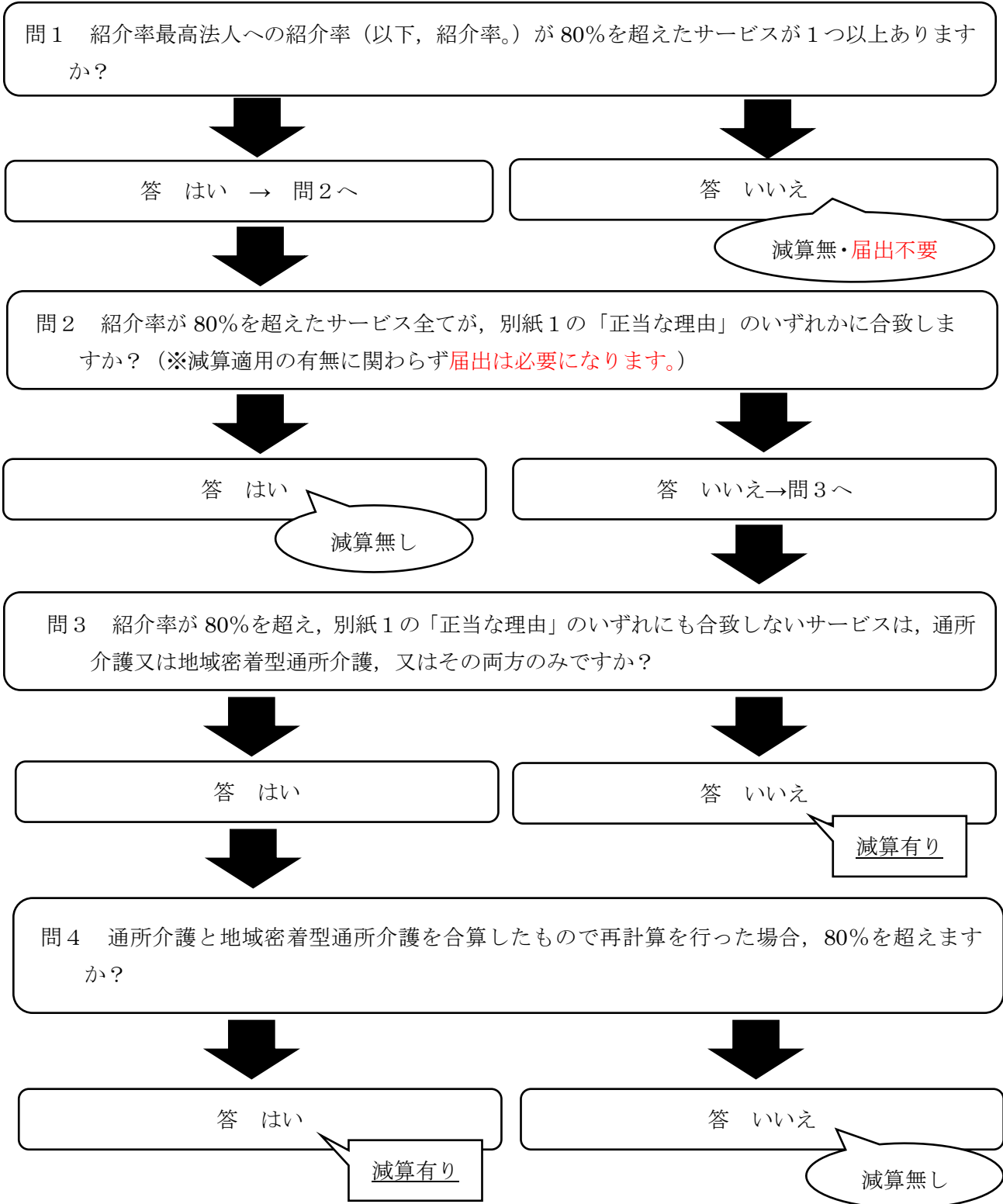


特定事業所集中減算の考え方

盛岡市介護保険課

特定事業所集中減算 判定フローチャート



居宅介護支援の特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の解釈について

1 居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

訪問介護サービス等の各サービスごとでみた場合に、利用者の80%以上が特定の地域（※）の事業所に集中していて、その特定の地域の当該サービス事業所数が5事業所未満である場合。

※平成16年4月1日時点の市町村を単位とする。

盛岡市では玉山村及び玉山村編入前の盛岡市となる。

なお、次の事業所は事業所数に含めないものとする。

- (1) 判定期間中に一度もサービス提供を行わなかったみなし事業所
- (2) サテライト事業所

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

3 判定期間1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

4 判定期間1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

- (1) 訪問介護において、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、又はⅢのいずれかを算定している。
- (2) 通所介護において、事業所評価加算を算定している通所型サービス事業所と一体的に事業を行っている。

なお、紹介率最高法人が複数の同一サービス事業所を運営しており、かつ、特定の加算を算定している事業所がそれらの一部である場合は、特定の加算を算定している事業所の計画件数を除外して再計算した結果、紹介率が80%を超えない場合には、減算とはならない。

【必要な手続き】

○1 (1) に該当する場合

特定事業所集中減算チェックシート及び確認シート1を提出すること。

○2, 3又は4に該当する場合

特定事業所集中減算チェックシート「80%を超過する理由」欄に該当する理由を記載して提出すること。

○5に該当する場合

特定事業所集中減算チェックシート及び確認シート2を提出すること。